

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

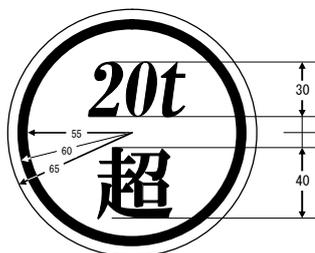
7-35 車体表示

7-35-1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。
- この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。（保安基準第18条第8項、細目告示第22条第16項、細目告示第100条第22項）
- ① 最大積載量にあっては、kg 又は t
  - ② 最大積載容積にあっては、L 又は m<sup>3</sup>
- (2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第9項関係、細目告示第22条第17項関係、細目告示第100条第23項関係）
- ① 形状は、1辺の長さが50cm以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは12mm程度とする。
- ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車（前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できない自動車をいう。）にあっては、1辺の長さを30cm以上とすることができる。
- ② 色彩は、縁線、文字及び記号を黒色とし、縁及び地を黄色とする。
  - ③ 文字は、「スクールバス」、 「幼稚園バス」等適宜の文字とする。
- 様式の例



- (3) 車両総重量が20tを超える自動車（被牽引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。
- ただし、保安基準第55条の規定により同令第4条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。（平成5年運輸省令第38号附則第2項関係）
- 様式



備考

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

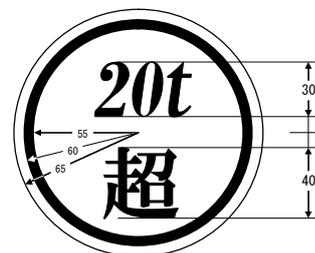
8-35 車体表示

8-35-1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。
- この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。（保安基準第18条第8項、細目告示第178条第16項）
- ① 最大積載量にあっては、kg 又は t
  - ② 最大積載容積にあっては、L 又は m<sup>3</sup>
- (2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第9項関係、細目告示第178条第17項関係）
- ① 形状は、1辺の長さが50cm以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは12mm程度とする。
- ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車（前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できない自動車をいう。）にあっては、1辺の長さを30cm以上とすることができる。
- ② 色彩は、縁線、文字及び記号を黒色とし、縁及び地を黄色とする。
  - ③ 文字は、「スクールバス」、 「幼稚園バス」等適宜の文字とする。
- 様式の例



- (3) 車両総重量が20tを超える自動車（被牽引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。
- ただし、保安基準第55条の規定により同令第4条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。（平成5年運輸省令第38号附則第2項関係）
- 様式



備考

